平成２７年（フ）第６３９号
神戸市長田区大谷町３丁目14番53―102号
債務者　髙田　邦久
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５号
熊本県荒尾市荒尾1462番地７
債務者　山野　敦子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第６８６号
愛知県岩倉市東新町仲浦１番地　岩倉団地24棟306号
債務者　一ノ瀬征子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１５７号
名古屋市中区丸の内３丁目21番21号丸の内東桜ビル805号
債務者　森　　孝寿
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２６４号
名古屋市中村区長筬町７丁目66番地　ハートイン向島１－５号
債務者　磯口　史子（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４４１号
北九州市小倉南区下貫３丁目６番14号
債務者　緒方かおり（旧姓森田・安武）
1　決定年月日時　平成27年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４２４号
熊本市南区良町５丁目３番71号
債務者　松本まゆみ
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１３５号
広島県福山市日吉台２丁目６番18号　グランドール102
債務者　迫　　馨
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第３３９号
神奈川県厚木市妻田東１丁目６番52―404号、前住所神奈川県厚木市妻田東１丁目10番37―1407号
債務者　澤野　正明
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３５０号
神奈川県厚木市水引２丁目１番10―204号
債務者　鈴木　順生
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１６号
長崎県松浦市志佐町里免616番地１、従前の住所長崎県松浦市志佐町里免399番地１フルハウスＡ棟３号
債務者　松田　淳一
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２７年（フ）第１６２号
青森市茶屋町32番３号　ドリームランドハイツ208号
債務者　吉田　一男
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８８号
青森市旭町１丁目13番10号　第３あかつき荘101号
債務者　工藤　　透
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７８７１号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目50―１　文路荘１ＦＤ号
債務者　櫻井　住子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８７３号
東京都府中市白糸台１丁目55―７―201
債務者　八木　健太
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８８１号
東京都足立区本木１丁目27―４
債務者　大野　秀勝
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部